

有限会社 平成エンジニアリング 一般事業主行動計画

社員が仕事と、育児・介護等私生活を両立することができ、その能力を十分に発揮できるよう働きやすい雇用環境を整えるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和7年8月1日～令和12年7月31日までの5年間

2. 内 容

目標1： 毎月第2火曜日を「ノー残業デー」とする。

〈対策〉

- 令和7年8月～ 制度内容の検討
- 令和7年8月～ 社員への周知及び実施

目標2： 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年7日以上とする。

〈対策〉

- 令和7年8月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和7年8月～ 事業年度初めの年間スケジュール表で、
年7日を目安に、有給奨励日を毎年指定する。